

融資に関する検査・監督実務 についての研究会

説明資料

平成30年9月10日

一般社団法人 第二地方銀行協会

目次

1. 現行の償却・引当に関して工夫している点

3 p

2. 償却・引当に関して、今後工夫が必要だと日頃感じている点

4 p

3. 今後の検討に当たっての意見・要望

5 p

1. 現行の償却・引当に関して工夫している点

➤ リスクに応じた区分の細分化

- ✓ 破綻懸念先の債務者のうち、旅館・ホテル、ゴルフ場等の業種で、与信額が一定以上の先にC F 控除法により予防的引当金を実施
- ✓ 破綻懸念先の債務者のうち、私的再生支援中の債務者や、実質破綻懸念先にランクダウンする可能性のある先に必要に応じて引当を実施
- ✓ 実抜計画に承認されている要注意先をグルーピングし、引当を実施。
- ✓ 商品別引当率の採用
- ✓ 要管理先以下の大口先に対するD C F 法の採用

➤ 引当率の調整

- ✓ 景気循環に伴う貸倒実績率の変動を均す観点から算定期間を拡大（例：3年⇒10年）

2. 償却・引当に関して、今後工夫が必要だと日頃感じている点

- リスクに応じた区分の細分化
 - ✓ 貸倒実績率の債務者区分以外の業種別・商品別・地域別などの細分化
 - ✓ マクロ経済指標の予測値等、将来予測的な情報の引当への反映
- 償却・引当額の十分性の確保
 - ✓ 貸倒実績率の算定期間数の拡大
 - ✓ D C F 法対応先の基準金額の引き下げ
- その他
 - ✓ 大口破綻が発生した期とそうでない期の貸倒引当率の差の平準化

3. 今後の検討に当たっての意見・要望

- 地域において金融仲介機能を十分に発揮していく観点から、地域や融資ポートフォリオの特性に応じた創意工夫が促進されるよう、償却・引当方法について現行の枠組みを含め、**金融機関の選択の自由度**を認めてほしい
- 検査・監督の観点から、予見可能性を高める意味でも、**一定の指針（ガイドライン等）**が示されると、実務対応がしやすい
- 償却・引当方法を変更する場合は、**実施までに十分な準備期間**を設けてほしい
- **関係者間（金融機関、公認会計士協会等）の意識共有**を行っていただきたい
- 引当金の計上基準が銀行ごとに異なる場合には、開示の比較可能性について問題が生じるのではないか。その点の検討が必要ではないか。